

新自由主義的規律としての認知行動療法 —理論刑罰学における規律の位置価—

平井 秀幸

本論文では、理論刑罰学における規律をめぐる論争史を追う中で、現代の刑罰変動の中で重要性を高めている認知行動療法（CBT）を、新自由主義的合理性にもとづく規律的テクニックのひとつとして位置づける。福祉国家期の刑罰福祉主義において批判の対象とされた規律は、「規律の拡散」論争を経由し新刑罰学へと至る過程の中で、その理論的地位を低下させていった。しかしながら、新刑罰学が主張した「厳罰化への旋回」テーゼは、CBTに代表される近年の社会復帰の処遇の上昇と「保険数理主義」「リスク」「新たな現代的形態をとった規律」等に関する理解の刷新の中で、その説明力を失効させている。現代におけるCBTは、かつての福祉国家的規律とは異なる新自由主義的規律に駆動された処遇テクニックとして理解されるべきであろう。CBTを活用した刑罰実践は、「アドヴァンスト・リベラリズム」と「新しい慎慮主義」に適合的なリスク回避的ライフスタイルを自己コントロールすることに責任を負う主体へとその対象者を教育する規律的介入の場となるのである。

1. はじめに

現代日本の刑事施設における薬物事犯者に対する処遇（以下、「施設内成人薬物処遇」と略記）において、認知行動療法（CBT：Cognitive Behavioral Therapy）の存在感が高まっている。2005年の監獄法の改正によって、「矯正処遇」のひとつとして「改善指導」が定められ、その中でも麻薬、覚せい剤その他の薬物への「依存」者に対する「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」が制度化されることになった¹⁾。そこでは、「ここ数年、刑事司法手続きの中で、治療的視点を取り込んだ政策が動き始めたことも事実であり、これまでの薬物使用の害悪を教育し、乱用者には徹底した処罰を用いたものから、トリートメントを重視した認知行動療法的な処理が試みられている」（丸山 2008：72）と主張されるように、CBTの積極的活用がみられる。名執（2006）も述べるように、法務省矯正局では、2006年以降、外部有識者を交えて構成された「薬物事犯受刑者処遇研究会」での討議をふまえ、CBTの枠組みを援用した「薬物依存離脱指導」の標準プログラムを策定している（平井 2013）。矯正実務の現場においても、各施設においてCBTを活用した薬物処遇が積極的に実践されているとの報告がある（阿部 2007、田中 2008、平井 2009・2010a・2010b・2010c・2012a）。また、日本の施設内成人薬物処遇にCBTが導入された間接的な背景には、CBTが海外において“有効”で“エビデンス”のある矯正プログラムとして評価を確立していたことがあったことが指摘されている（平井 2013）。その意味で、近年のCBTの上昇ともいえるべき事態は、日本だけに限らないグローバルな動向であるといえよう

(Mitchell et al. 2006 = 2008、Mitchell et al. 2007)。

CBTは、当初は比較的軽度のうつ病性障害の治療法として注目を浴びたものの、現代においては、矯正のみならずきわめて多様な領域への応用がなされている有力な心理療法のひとつとなっている。ただ、下山も述べるように、他の心理療法とは異なって閉じた体系となっておらず、ケースに応じた非常に多様な技法を有しているため、CBTに対して単一の定義を試みることは難しい(下山 2007)。矯正処遇におけるCBTの効果研究をレビューしたLipseyらによれば、「認知行動療法は、認知の欠損とゆがみという犯罪者の特徴が、生まれつきではなく学習されたものであるという前提に基づいている。犯罪者に対するプログラムは、それゆえ、一人ひとりの責任を強調し、彼らの犯罪行動に直前に先立つ思考過程と選択を理解させようと試みる。自己モニタリング的思考の学習が、通常、最初のステップであり、それに続いて、治療テクニックを用いて、偏った、リスクのある、不完全な思考パターンに、犯罪者が気づいたり修正したりするのを支援する。すべての認知行動療法は、それゆえ、犯罪者が欠いている認知スキルを形成し、犯罪者の思考が偏るか歪んでいる部分の認知を再構成することを狙いとしたり、一連の構造化されたテクニックを用いる。これらのテクニックは、一般的には、認知スキルトレーニング、怒りの統制、社会的スキル・道徳の発達・リラプスプリベンションに関連する補足的な要素を含む」(Lipsey et al. 2007 = 2008 : 59-60、訳は一部変更している)とされている。

標準的なCBTは、グループワークの形態のもと、50分程度のセッションを数回から数十回にわたって行う。それは、標準化されたワークブックや組織化されたカリキュラムを備え、自己学習(ホームワーク)と事前・事後評価を配備している点で極めて「教育」的な処遇技法といえよう。その中で、例えば薬物処遇であれば、薬物依存者が有している認知の「歪み」(薬物使用に対する自己正当化の理由付け(合理化の防衛)や否認の防衛など)を再構成し、スキル訓練によって薬物使用のリスク場面(過去の使用仲間から薬物使用を誘われる場面など)に対する対処スキルの学習を行うことを通じて、薬物を使用しないライフスタイルへと変容させようとするのである(平井 2009・2010a・2012a)。

しかしながら、日本だけでなくグローバルな規模で生起している施設内成人薬物処遇におけるCBTの上昇というこの事態は、いかなる社会的背景のもとで理解されるべきだろうか。本論文がめざすのは、こうした関心のもとでCBTを理論的な観点から把握することにほかならない。そこでは主として、今日に至るまでさまざまなかたちで刑罰実践の理論化を図ってきた英米圏の理論刑罰学の議論が援用される。また、理論刑罰学をひもとく際のひとつの補助線として、本論文は「規律(discipline)」という概念の位置値に注目する。実は、近年の理論刑罰学では、CBTをはじめとする処遇テクニックを新自由主義と結びつけた新たな規律の一形態として理解しようとする学的動向がみられるようになってきている(Hannah=Moffat 1999)。Foucault出自の術語である規律が新自由主義と結びつけて理解されることは少なく、規律はあくまで福祉国家的な合理性と結びつくテクノロジーであってポスト福祉国家の統治的合理性である新自由主義とは折り合いが悪い、と考えるのが普通だろう。規律と新自由主義の“ありえなさそうな”結びつきを理解するためにも、常に規律をめぐる論争の主要舞台であり続けてきた理論刑罰学の「会話(talk)」(Cohen 1983 = 1986)の変遷過程をあつづけることは有益であると思われる。

60年代以降、社会構造変動と刑罰実践の関係を理論化してきた理論刑罰学の展開をたどり、“規律をめぐる理論史”としてそれを再構成することで、近年上昇している施設内成人薬物処遇におけるCBTが「新自由主義的規律 (neoliberal discipline)」として理解できることを示す——要約的に述べればそれが本論文の目的である。

次節以下では、まず新犯罪学 (new criminology) に代表される矯正主義批判や刑罰福祉主義としての規律理解の含意をまとめたい。それが変容していく過程をイギリス理論刑罰学における「規律の拡散」論争を迫体験することで把握する (第二節)。続いて、新刑罰学 (new penology) と「厳罰化への旋回 (punitive turn)」テーゼにおける規律理解を検討し、それが90年代以降の刑罰変動の中で疑問視されていく過程をCBTの上昇と関連づけながら概観したうえで、CBTを規律と結びつける理論的説明の妥当性を精査する (第三節)。最後に、「アドヴァンスト・リベラリズム」や「新しい慎慮主義」といった理論カテゴリを援用しながら、CBT的な規律テクノロジーを新自由主義的合理性と接続させる近年の理論をあとづける (第四節)。

2. 福祉国家的規律から「厳罰化への旋回」へ

本節では、CBTの登場に先立つ1960年代から1990年代までの刑罰変動を、理論刑罰学がいかなるかたちで理論化しようとしたのかを概観する。理論刑罰学にとっての刑罰実践のイメージは、規律的な矯正処遇、特に福祉国家的合理性と結びついたそれとして出発した。しかし、福祉国家がかげりをみせるとともに規律への理論的関心も後退していくことになる。

2. 1. 刑罰福祉主義とその批判

Garlandは、英米圏を念頭に置きながら、60年代から70年代までに刑罰実践のエスタブリッシュメントが「刑罰福祉主義」へと変化したことを論じている (Garland 1985・2001)。刑罰福祉主義においては、犯罪に対する応報よりも事後的 (post-hoc) な介入にもとづく犯罪者の社会復帰が重視される。Garlandは、刑罰福祉主義の具体的事例として、パロールやプロベーション、児童福祉哲学にもとづく少年裁判所、犯罪学的専門性にもとづく個人化された処遇、犯罪者や家族へのソーシャルワークなどを挙げているが、ここで重要なのはそうした諸実践が福祉国家的な合理性によって正当化されていた、という理解である。刑罰福祉主義は、社会改革や犯罪者のケアを国家を中心とする専門性が責任をもって執り行う、という福祉国家的な「社会的」合意にもとづいて駆動されていた。それはまた、刑罰が犯罪者を個別化し、規範化を通して社会へと再包摂することをもくろむ規律的テクノロジーの一部として機能していたことを意味する。Garlandは、刑罰福祉主義の極めて重要な構成要素として「矯正主義 (correctionalism)」を挙げているが、これは刑罰官僚や犯罪学者の専門性を背景とした国家が、社会構造上劣位におかれ、病理的な主体でもある犯罪者を正常化 (normalize) し、再社会化することを望ましいとする「包摂型社会」(Young 1999=2007) の刑罰合理性に他ならなかった。

しかしながら、こうした刑罰福祉主義や矯正主義に対する1970年代の理論刑罰学を特徴づける態度は、極めて辛辣な「批判」であったと思われる。もちろん、矯正処遇の効果を疑問視する実証主義的犯罪学によっても刑罰福祉主義は批判を受けることになったが²⁾、ラベリング論

やマルクス主義、ステイグマ理論等を背景とした左派刑罰学は、刑罰領域をはじめとする刑事司法システムが維持・再生産してしまう不平等な社会構造に目を向けることで、犯罪者の矯正（規律）という営み自体に根源的な批判を投げかけたのである。イギリスの若手犯罪学者を中心とする「新犯罪学（new criminology）」への傾倒はこうした動向の一つのあらわれであったが、そこでは犯罪は資本主義下の階級闘争の一形態であり、犯罪へのあるべき応答は資本主義的生産諸関係の改革であって矯正ではない、と論じられた（Taylor, Walton & Young 1973）。このような批判的犯罪学の新たな潮流は、やがて法と刑罰についてのデュルケムの古典的業績やフーコーの『監獄の誕生』における規律権力分析を經由し、刑罰そのものの法学的・技術的分析から、多様な刑罰実践が複雑な社会関係の中に織り込まれつつ作動するさま——刑罰性（penalty）——に対する批判的分析として展開していくことになる。

拘禁という刑罰制裁はあらゆる系列の関係の複雑な凝集物なのである。同じことは、他の刑罰制裁にもあてはまる。これらの関係は、刑罰性に対して外在的なものでもなければ、偶然のものでもない。これらの関係は、刑罰性の構造、意義および効果の一部なのである。各々のタイプの関係が刑罰性を通じて作用するとともに、同時に刑罰性を他の社会的領域・制度（政治的領域、イデオロギー形成、社会政策、法システム、経済など）と直接、結びつける。社会的分析の仕事は、これらの結びつきと関係を明らかにし、それらがどのようにして刑罰実務・政策へと入り込んだかを論証し、そしてそれらの知識に照らして刑罰性を説明することなのである。

(Garland & Young 1983 = 1986 : 33)

2. 2. 規律の後退か拡散か——「規律の拡散」論争を手がかりに——

もちろん、こうした刑罰性への関心は、純粹に学問内在的な展開の中で醸成されたわけではない。その背景には、60年代以降の新左翼運動とも連動した監獄闘争、福祉国家の官僚制や専門性に対する批判、刑罰システムの財政効率に対する疑念、マイノリティの権利や多文化主義を擁護する各種社会運動の展開、画一化・規格化された生へのリベラルな異議申し立てなど、さまざまな社会変動の存在が意識されていた。というより、こうした社会変動を統べる同時代的心性として規律批判が存在したといった方が精確だろう。

しかしながら、その後の理論刑罰学にとって問題となったのは、こうした規律批判の波に乗り、それを徹底させることではなかった。というのも、その後上記の福祉国家批判は次第に“体制化”し、刑罰領域においても一見するとそれが“実現した”ような状況が現出したからである。ラベリング論左派による批判が政策化されたことで知られる4D政策（非犯罪化（decriminalization）、脱施設化（deinstitutionalization）、適正手続き（due process）、ダイバージョン（diversion））はその好例だろう。そして、そうした状況の中心に位置したのがコミュニティ矯正（刑務所や少年院など伝統的な刑罰施設の外側で作動する社会統制。プロベーションやパロールをはじめ、裁判前ダイバージョンやハーフウェー・ハウス、コミュニティ奉仕命令などの各種社会内処遇を包含する）をめぐる論点である。以下では、GarlandとYoungによって1983

年に編まれた論文集『The Power to Punish (邦題：『処罰する権力』)』上で展開された論争を手がかりに、70年代末から80年代において規律に対する(矯正主義批判とは異なる)評価が登場する経緯をあとづけておきたい。

『処罰する権力』は、収録された論文間での相互引用が極めて多い論文集であり、各章の執筆者間でさまざまな論点をめぐる内部論争が観察できる。その中でも、特に中心的に論じられたのは、当時のイギリスやアメリカにおいて上昇していたコミュニティ矯正とそこでの規律の位置づけをめぐる議論であった。議論の発火点となったのは、Cohen (1979・1983 (Scullyとの共編)・1985) による、コミュニティ矯正を「規律の拡散」の事例とする理解である。Cohenは、本書に収録された論文の中で、善いコミュニティと悪い施設を対比させることで、コミュニティ矯正は左右を問わず肯定的な意味合いを付与されている、と論じる。しかし、それは国家や公的機関による統制の後退を意味しない。「社会統制の歴史的発展を私的な空間の縮小および公的規制の増大以外の用語で考えることは困難」(Cohen 1983=1986: 157-158) であり、コミュニティ矯正を、国家が犯罪統制全般から手を引きはじめた証左としてとらえることは間違っているのである(Cohen 1983=1986)。Cohen曰く、ゆめゆめ、コミュニティ矯正の上昇を福祉国家的規律に反対してきた左派の「勝利」の賜物として言祝いではない。むしろそれは統制の網の目の拡大と緻密化 (net wideningと mesh thinning) なのであり、そこでは、監獄における規律の担い手が地域ソーシャルワーカーや医療者へと引き継がれただけで、むしろ拡大・強化されているというべきである、と (Cohen 1979)。

こうしたコミュニティ矯正に対する理解は、「規律の拡散」を論じるものであり、福祉国家的規律が後退した、とする議論と真っ向から衝突する。事実、『処罰する権力』は、「規律の拡散」を支持するScullyやMathiesenといった論者と、それを否定するBottomsのような論者の間での書内論争の様を呈することになる。

ScullyとMathiesenの議論から確認しよう。Scullyは70年代に精神障害者の脱施設化に関するきわめて影響力の高い著作 (Scully 1977) を出しており、そこでは精神障害者の脱施設化は、ユートピアではなく社会内への遺棄 (介入/支援の放棄) である、というテーゼを提出していた。しかし、Scullyは犯罪者の脱施設化≒コミュニティ矯正に対しては意見を180度変える。つまり、コミュニティ矯正は介入からの撤退ではなく、介入の強化である。「それ(平井注:コミュニティ矯正)は自由刑に対するコミュニティ『代替策』の実質そのものに影響を与え、犯罪者の非拘禁化の場合には精神障害者の非施設化に見いだされるものとは全く違った装い——しかも性格においてずっと厳しく介入主義的なそれ——をとるように強いる」(Scully 1983=1986: 223)。ノルウェーを代表するアポリショニスト (矯正施設廃止論者) であり、やはり70年代に脱拘禁化に関する重要な著作 (Mathiesen 1974) を刊行していたMathiesenも、こうした理解に同調する。ノルウェーの犯罪政策を検討する中でMathiesenはコミュニティ矯正の上昇に触れ、規律は監獄内における目立つかたちのそれではないが、外部社会においてより目立たないかたちで拡大していく、との見通しを示している。

19世紀の最初の部分の間の大改良から、今世紀の終わりに向かっての改良原則に至る思

考の変化は同時に、公開の規律から隠された規律への変化を反映している。

(Mathiesen 1983=1986:195、強調部分は原文による)

これらに対するBottomsの議論は、「規律の拡散」という理解に実証的および理論的な観点から疑問を投げかけるものである。まず、BottomsはCohenが論じる「社会統制の拡散された形式のすべてがフーコーの意味において規律的である」(Bottoms 1983=1986:246、強調部分は原文による)という前提を問いに付す。手はじめにBottomsは、実証データによれば60～70年代にかけて自由刑(拘禁刑)の割合は確かに減っているものの、それを代替しているのはコミュニティ矯正ではなく罰金刑である、と主張する。Foucaultに照らして考えれば、規律とは「直接、訓練メカニズムを通して得られる」(Bottoms 1983=1986:249)ものであり、その意味で罰金は明らかに規律ではない(つまり「規律の拡散」は実証的には首肯できない)。

ただし、Bottomsの批判の要諦はむしろ理論的な批判のほうにある。Bottomsは、割合的にさほどではないとはいえ、70年代を通してコミュニティ矯正がシンボリックなレベルでは自由刑の代替手段として注目を浴びたことを認める。しかし、そうしたコミュニティにおける犯罪者処遇は、個人の規律訓練ではなく、人口の監視と予防を目論むものである、というのだ。Bottomsは、Mathiesenがまさに「隠された規律」と呼んだ監視カメラの増設やコンピュータによる個人情報データのデータ化、プライベートセクターによる監視といった諸実践——「集団と部類の人々全体の統制」(Mathiesen 1983=1986:194、強調部分は原文による)——をとりあげながら、大胆にも「これはフーコーの意味において、規律の拡大であるのか」(Bottoms 1983=1986:251、強調部分は原文による)と問いかける。そして、現代に生きる我々にとってはすでにおなじみとなったFoucaultの生権力の二つの極——身体の解剖政治学と人口の生政治学——を参照しつつ、Foucaultの後期の業績が規律技術の意義の相対的低下と、それに伴う保険・安全の機構の重要性の増大を示唆している、との理解を示す。つまり、Bottomsによれば「規律の拡散」に見えたコミュニティ矯正の拡がり、実際には規律の相対的地位低下(と人口の生政治の拡大)とみなされるべきものだというのである。

現今の西欧刑罰制度の中で起こっているかもしれないものは、「人口の生政治学」という形態での社会的権力が(福祉主義、コーポラティズム、技術的發展などを通じて)発展するにつれ、個人的規律(「人間身体の解剖政治学」)が刑罰装置にとってますます必要のないものになってきたということである。

(Bottoms 1983=1986:273-274、訳は一部変更している)

「規律の拡散」論争がもたらしたのは、コミュニティ矯正の上昇という同じ刑罰変動に対する「規律の拡散」(Cohen)と「規律の後退」(Bottoms)という全く異なる理解であったといえる。結論からいえば、その後の理論刑罰学は議論の主戦場をコミュニティ矯正から厳罰化やリスク管理へと移したうえで、後者の理解(「規律の後退」)に沿って展開されていくことになった³⁾。次項ではその様子を「新刑罰学(new penology)」の議論を参照しながら追いかけていこう。

2. 3. 新刑罰学と「厳罰化への旋回」

BottomsによるCohen批判は、実証的かつ理論的にかなり周到であり、それゆえに慎重でもあったといえる。たとえば、Bottomsは『処罰する権力』に寄せた論考の末尾において、以下のような自説への留保を行っている。

最後に、われわれが議論してきたいくつかの事柄に決定的な影響を与えうる政治的イニシアチブが発揮されえたことに注意しなければならない。それゆえ、もし刑罰制度の内部において規律的な刑罰が相対的に衰退したということが事実であるにしても、これが後戻りできない道であるということにはならない。英国において、この論考を書いているときに選出された政府は、たとえば、非国有化、健康サービスと教育サービスにおける公的支出の削減などによって（幾分、成功裏に）20世紀初頭に創出された福祉国家的社会の中心的要素の多くを逆転させることを試みている。とりわけ、この政府は、「法と秩序」の切符で選出されたのである。……明らかに、刑罰制度の一つの点において、いっそう公然たる規律形態の再主張へと導くであろう。

（Bottoms 1983 = 1986 : 280、強調部分は原文による。また、訳は一部変更している）

上で論及されているのは、いうまでもなくサッチャー率いる保守党政権のことであり、ここでBottomsが予言的に述べているのは、ニューライトの「法と秩序」政策がコミュニティ矯正や罰金刑に向かう従来の政策ベクトルを変えることにより、「規律の後退」から「規律の再主張」へともう一度舵が切られるのではないか、ということである。後の理論刑罰学が進んだ道を今から振り返れば、Bottomsの予言は半分は当たり、半分は外れたといえる。保守政権による「法と秩序」政策が刑罰実践と理論刑罰学を大きく変えていったことは間違いない。しかし、90年代の理論刑罰学はそれを「規律の再主張」とは捉えなかった。

「法と秩序」政策と規律との関係性をめぐる理論的分析の展開過程をみるうえで、厳罰的刑罰政策の主要舞台となったアメリカへと目を転ずるのが有益だろう。その際にまず参照されるべきは、1992年にCriminology誌に発表され、その後長きにわたって理論刑罰学の参照点であり続けたFeeleyとSimonによる「The New Penology（新刑罰学）」論文である。「新刑罰学」論文は、「法と秩序」政策による刑罰変動とそこでの規律の位置を、90年代の理論刑罰学がどのように理解しようとしたのかを探るうえで格好の素材となる。

FeeleyとSimonは、「新刑罰学」論文において、現代は刑罰をめぐる全く新しい時代へと突入していると述べる（「旧刑罰学」から「新刑罰学」へ）。かれらによれば、それは以下のような刑罰変動において顕著である。第一に、「法と秩序」政策の結果として、リスクフルとみなされる人口層（黒人やエスニック・マイノリティ）への厳罰的かつ選択的なサンクションにより、刑務所人口の増大が生起していること。第二に、そうした被収容者の多くを占める薬物事犯に対して、事後的な処遇よりも、むしろハイリスク層の監視と同定を狙いとする事前の薬物テストが主要な矯正テクニックとなっていること。第三に、電子監視やブートキャンプなどの現代の処遇は、長期の治療、コミュニティでのフォローアップ、生活環境や雇用環境の整備などを

含んでいない点で60年代の社会復帰を志向する規律とは異なっていること。つまり、「社会復帰や再統合の言語が鳴り響いているにもかかわらず、新刑罰学から生み出されたこの種のプログラムは、社会的変革・個人的変容よりも、コスト管理や危険な人口のコントロールという観点から最もよく理解され得るのである」(Feeley & Simon 1992 : 465)。

加えて、旧刑罰学から新刑罰学へのこうした変化は、以下の三点のそれぞれに区別される領域において進行する。

- ・ ディスコース：臨床的診断と応報的審判の言語から、蓋然性とリスクの言語へ
- ・ システム目標：社会復帰と犯罪統制という目標から、システム内部の効率性という目標へ
- ・ テクニック：個人化されたテクニクから、犯罪者を集合としてターゲット化するテクニクへ

「新刑罰学」論文による刑罰変動の理解は、一見するとBottomsが述べた「規律の後退」や「生政治的な刑罰」と親近的である (FeeleyとSimonはコミュニティ矯正を明確に新刑罰の動向のうちにも含めてもいる)。しかしながら、Bottomsと大きく異なるのは、「法と秩序」政策が帰結した厳罰的な介入と過剰収容を、決して「規律の再主張」とは捉えなかった点であろう。新たに膨れかえった刑務所は、刑罰福祉主義にもとづく福祉国家的規律を再上昇させるのではなく、ハイリスクとみなされた社会内の特定人口層を社会内から排除し、隔離・無害化しておくための収容所として機能するようになる。そして、そこで動員されるのは、特定の人口層の保険数理的 (actuarial) なリスク管理と経済的効率性にもとづく経営管理主義 (managerialism) だとされたのである。

こうした理解は、FeeleyとSimonに続く多くの理論刑罰学者を刺激し、現代の刑罰変動を「厳罰化への旋回 (punitive turn)」として把握しようとする多くの研究を生み出していった (Young 1999 = 2007・2007 = 2008、Bauman 2000・2005 = 2008、Garland 2001、Wacquant 1999 = 2008・2009)。ポスト福祉国家期における刑罰において、もはや規律の居場所はないかのようにみえる。刑罰はすでに「規律からマネジメントへ」(Simon 1990) とその特徴を変容させたのであり、新たに登場した刑罰実践の多くは、それまでとは全く異なるディスコース・目標・テクニクを展開させている、というのである。

ますます厳しくなる刑罰と増加する拘禁の活用、「三振法」や必要的最低量刑法 (mandatory minimum sentencing law)、「真実の量刑 (truth in sentencing)」や仮釈放の制限、無駄を省いた (no frills) 刑務所法と「厳格な刑務所 (austere prison)」、少年裁判と子どもの拘禁における応報、チェーン・ギャングや身体刑のリバイバル、ブートキャンプや重警備刑務所、死刑 (判決) の増大、小児性愛者の管理と法律に基づく地域への通報、ゼロトレランス政策と「反社会的行為禁止令 (Anti-Social Behaviour Orders)」……。今や、現代の刑罰における厳罰化への旋回を画するような現象に関する長大なリストが存在するのである。

(Garland 2001 : 142)

3. 「厳罰化への旋回」テーゼへの懐疑

福祉国家的規律にかわって厳罰化による隔離・無害化と保険数理主義や経営管理主義によるリスク予防が上昇することに注目する「厳罰化への旋回」テーゼは、現代においてもなお影響力を保っている。しかし同時に、特に2000年代以降、このテーゼに対して理論刑罰学内部からの疑義が寄せられるようになる。本節ではそうした過程を経験的問題と理論的問題にふたつの——あくまで便宜的に区分されたものであり相互に浸透しあう——観点から観察していく。「規律の拡散」論争における鍵概念がコミュニティ矯正であり、新刑罰学におけるそれが厳罰化だったとすれば、ここでの鍵概念こそが本論文の主題でもある認知行動療法、ということになるだろう。

3. 1. 経験的問題（「エビデンス」のインパクト）

前節でみた規律に対する理論的批判が活発化した70年代から80年代初頭は、実のところ規律に対する実証的批判が苛烈を極めた時代でもあった。この時期の犯罪者処遇は、(どちらかといえば左派的な)理論的批判と(どちらかといえば右派的な)実証的批判に挟撃されるかたちで、いわば「冬の時代」を経験していたといえるだろう。実証的批判の中核を担ったのが、その後「有効な矯正処遇は何もない (Nothing works.)」の標語で知られることになる、社会復帰のための矯正処遇の効果に疑問符をつける諸研究の蓄積である。その代表格といえる「Martinson報告」において、1945年から1967年の間に行われた社会復帰プログラムの効果研究が再検討され、少数の例外を除いて再犯防止効果がみられないことが主張されたことはよく知られている (Martinson 1974)。

しかし、「法と秩序」政策にもとづく厳罰化に伴って、過剰収容、マイノリティの差別、再犯の問題などが顕在化するようになると、80年代末から90年代初頭において「Martinson報告」とは正反対に処遇効果を肯定する実証研究（「有効な矯正処遇は存在する (Something work.)」)が注目されるようになる。「エビデンスにもとづく実践 (evidence-based practice: EBP)」を重視するこの潮流は、自然科学に類似の実験的手法と、大量の実験結果を比較解析する厳密な統計的手続きにのっとり、「法と秩序」政策、そしてそれ以前の矯正悲観論を批判していくことになった。「What works論争」とも呼ばれる処遇効果をめぐるこの論争に勝利したEBP (Something work.) 派は、90年代以降「社会復帰に向けた効果のある処遇とはいかなるものか？」というべき問いに取り組む研究を大量に蓄積していく (Springer et al. 2003)。まさに“エビデンスの大合唱”と犯罪者処遇のルネサンスというべき状況が作り出されたのである。

その中でも特に“エビデンスのある”処遇テクニックとして注目されたのが、ほかならぬCBTであった。EBP派の牙城ともいえるキャンベル共同計画における系統的レビューのひとつであり、矯正処遇におけるCBTに関する「決定的実証研究」(津富 2008: 56)とされるLipsey et al. (2007=2008)は、「異なった処遇アプローチの相対的な有効性についてのレビューは、概して再犯に対する効果に関して、CBTを最上位に位置づけている」、「メタ分析は、平均して、CBTが再犯に対し、有意な肯定的結果をもつことを、一貫して示している」(Lipsey et al. 2007=2008: 59)と述べており、CBTが数多くある矯正処遇テクニックの中でも特に信頼性の高い

エビデンスを有していることが主張されている。さらに、施設内薬物処遇に限定しても、CBTを含むグループカウンセリング一般の「再犯」⁴⁾に対するエビデンスが報告されている (Mitchell et al. 2006=2008、Mitchell et al. 2007)。こうした実証研究のエビデンスは、必然的に犯罪政策や刑罰実践においてCBTの導入を後押ししていく力強い基盤ともなった。

ところで、以上のような展開は、理論刑罰学にとっては少なからず“混乱含み (confusing)”なものであったといえる。確かに、新刑罰学も「法と秩序」や厳罰的薬物政策に批判的なまなざしを向けている点でEBP派と“敵”を共有していた⁵⁾。しかし、実のところこうしたEBP派に後押しされた学問／政策／実践連動的な刑罰変動は、新刑罰学や「厳罰化への旋回」テーゼでは全く説明ができないものでもあったのだ。犯罪者の更生や社会復帰をめざす矯正処遇の復権は、“厳罰”化への旋回とは逆行する動きのようにみえるものであり、「ポスト規律」の観点から刑罰実践を分析しようとする新刑罰学は、極めてリハビリテイティブであるように映るCBTの上昇に対して語る言葉をほとんど持たなかったのである。

こうした理論刑罰学の混乱を示す事例としてPratt et al.による編著『The New Punitiveness (新たな厳罰性)』(2005)を参照しておきたい。「刑務所は、更生という目的においてデザインされた社会的実験室から、今や統制の超収容システム (transcarceral system) と化しつつあるものを通して不断にリサイクルされる人間というモノの収容器へと生まれ変わりつつあるのである」(Pratt et al. 2005: xiii) という理解のもと、新刑罰学同様に「厳罰化への旋回」に照準を合わせるこの書は、しかしながら決定的な点においてFeeleyとSimonの業績とは区別される。それはこの書が「厳罰化への旋回」に関するグローバルかつ経験的な共同研究である、という点である。Prattたちは、「厳罰化への旋回」のもとで出現しつつある新たな厳罰性をグローバルな現象と捉えたいうえで、各国・各地域の刑罰変動に関する経験的データをもとにそれを理論化しようと試みたのである。

ところが、その探求は理論化という目的の手前の地点において、少なからぬ困難に直面することになった。なぜなら、この書に論考を寄せた多くの論者たちが、経験的データを根拠として「厳罰化への旋回」という現状認識それ自体の共有を拒否してしまったからである (Meyer & O'Malley 2005、Bondeson 2005、Moore & Hannah-Moffat 2005、Nelken 2005)。実際のところ、現代における刑罰変動は、アメリカ合衆国の外部においては——部分的にはアメリカ合衆国の内部においてすら (Hinds 2005) ——、そもそも生起していないか、起こっているとしても全く別の形で進行していることが明らかにされた。特にカナダにおいては、CBTに代表されるエビデンスに基づく包摂的／社会復帰的な犯罪者・非行少年処遇が上昇しており、新刑罰学のような「規律からマネジメントへ」という変化は明確に否定されてしまったのである (Meyer & O'Malley 2005、Moore & Hannah-Moffat 2005)。同書の序章後段におけるPrattたちの以下のような言明は、こうした「混乱」を如実にあらわしている。

本書は、それゆえに、新たな厳罰性が投げかける多様な問題に対して、以下のように取り組もうとする試みとなる。……近年の厳罰的 (punitive) な動向に関する問題を解き明かそうとするのではなく、むしろ批判的対話が生起し得るような言説空間を提供すること

によって——。このことは、しばしば葛藤し得る多様な理論的立場や認識論と同様に、刑罰変動に対するしばしば対立し得る異質な解釈が存在する、ということをはじめりからして受け入れることを意味する。

(Pratt et al. 2005 : xvii)

Prattたちの編著が意義深いのは、それが新たな厳罰性の理論化に成功したからではなく、失敗したからである。そして、その失敗——新たな厳罰性が経験的には相対化されてしまったこと——を隠蔽せず、いわば執筆者間の不和を堂々と開示することにより、かれらは理論刑罰学を新たな位相へとひきあげることに成功したといえるかもしれない。「厳罰化への旋回」はもはや理論刑罰学の最前線ではない。理論刑罰学はここにおいて、理論化すべき現代の刑罰変動が「厳罰化への旋回」ではなく、「厳罰化と社会復帰的な処遇の共存」であることをはっきりと認識したといえるだろう。

3. 2. 理論的問題（「ポスト規律」への批判）

『新たな厳罰性』における不和は、必然的に新刑罰学や「厳罰化への旋回」テーゼ以来引き継がれてきた「ポスト規律」という刑罰理解そのものを問いに付すところまで進んでいく。より直接的には、CBTの上昇に代表される刑罰変動を「ポスト規律」と理解することはもはや不可能なのではないか、という理論的関心が前景化することになったのである。以下では、「保険数理主義（actuarialism）」とリスク管理に関する研究、福祉国家期の社会復帰処遇と現代の社会復帰処遇の比較研究、のふたつをとりあげ、現代の刑罰変動を「ポスト規律」ではなく、むしろ規律へと再接続しようとする理論潮流を検討しよう。

〈保険数理主義とリスク管理にもとづく規律〉

先述のように、「新刑罰学」論文において保険数理主義は、旧刑罰学時代の矯正主義（福祉国家的規律）に代わる新刑罰学の主たる特徴のひとつとして重視されていた。その意味で、保険数理主義は従来「ポスト規律」的な理論カテゴリとして理解されることが通例であったといえる。たとえばFeeley & Simon（1992）では、保険数理主義は以下のように論じられている。

新刑罰学は、刑務所を被収容者個人に変容をもたらす特別な施設とはみなさない。むしろそれはいくつかある収容オプションのうちのひとつに過ぎない。新刑罰学の保険数理的ロジックは、より効率的なリスク管理のための統制連続体の拡大を決定づける。たとえば、多々あるカルフォルニアの刑務所は、セキュリティのレベル——すなわちいかなるレベルのリスクを抱えた被収容者を受け容れることができるか——によって分類されているのである。

(Feeley & Simon 1992 : 460-461)

すなわち、黒人やエスニックマイノリティなどのハイリスク層を人口集団として数え上げ、

その集団を選択的かつ効率的に収容しておくこと、それによってそうした人口のリスクを管理することこそが、新刑罰学の時代における保険数理主義の要諦だというのが、Bottomsがその輪郭を80年代初頭の時点ですでに素描していたように、これは個人に対する事後的介入としての規律（Foucault的な解剖政治学）とは明確に異なるものであり、むしろ人口に対する事前の予防的介入（Foucault的な生政治学）と親近的なように映る。理論刑罰学への積極的参与を行っている社会学者の一人であるBauman（2000・2005=2008）は、こうした刑罰変動をより明確に社会復帰的な規律からリスク管理型の人口統治への置換と捉えている。Baumanは、グローバル化と社会国家（福祉国家）の後退に伴う——犯罪者を含む——ハイリスクな「余剰人口」層の処分を刑罰領域が引き受けるようになってきていることを指摘し、「リサイクルから廃棄物処理へ」という独特の言葉遣いで今次の刑罰変動を説明する。「刑務所の役割は、その他の多くの社会制度と同じく、リサイクルから廃棄物処理へと移行しつつあり、近代のグローバルな勝利と、地球の新たな満杯状況の結果、廃棄物処理産業が陥っている危機を解決するための戦闘の最前線へと配置換えされている」（Bauman 2005=2008：188）というのが。刑務所はもはや社会復帰と規律のための施設ではなく、保険数理主義のリスク計算によってハイリスクと判定された人口層を社会から排除・隔離しておくための“コンテナ”に過ぎない。

しかし、近年の理論刑罰学においては、以上のような理解に対する強い異議申し立てがみられる。たとえばHannah=Moffat（1999・2001）は、カナダの女子受刑者に対する刑罰政策／実践の動向を経験的に追う中で、新刑罰学の主張とは対照的に、保険数理主義が規律と結びつきながら作動しうることを明らかにしている。その際にHannah=Moffatが規律的処遇として注目するのが、先に指摘したエビデンスにもとづく社会復帰的処遇であり、その中核をなしている「リスク・ニード・応答性モデル」（Bonta 2012=2012）に依拠するCBTである。そこでは、徹底したリスクアセスメントにもとづき、介入によって変容可能な受刑者の動的リスク（認知、人間関係、失業、薬物使用など）、もしくは犯罪誘発ニーズ（criminogenic needs）が測定される。そこでは、個々の受刑者のリスクがニーズと読み替えられることで、「再犯リスクを取り除くための処遇」が、「個々人のニーズを満たす処遇」として正当化され、リスクを自己責任において管理できるような自律的自己に向けた規律が「エンパワメント」志向の処遇プログラムとして前景化しているという。日本の事例においても、平井（2009・2010a）では、日本の女子刑務所における薬物依存離脱指導のフィールドワークを通して、CBTがリスク回避的ライフスタイルの自己コントロールを要請する規律的テクニックとして成立しており、そこではリスク回避的自己的教育的主体化がめざされていることが明らかにされている。

Moore & Hannah=Moffat（2005）は、こうした保険数理主義と結びついたCBT的規律が、Garlandが刑罰福祉主義として論じたような福祉国家的規律とは異なるものである、という点に注意を促している。確かに、「厳罰化への旋回」といった理解とは正反対に、CBTでは犯罪者の社会復帰や変容が強く志向された処遇が実施される点で、また、それが個人の矯正を目的とした事後的介入である点で、刑罰福祉主義や矯正主義における福祉国家的規律と親近的な部分がある。また、平井（2012b）は、FoucaultやFoucault派社会学の議論を慎重にレビューする中で、規律概念の本質的特徴として「規範化」（ある価値規範に向けた個人の正常化）と「序

列化」(規範に適合しない者の選別と排除)の二つのモメントを見出しているが、「規範化」と「序列化」といった側面は、福祉国家的規律と上でみた現代の規律の両者に共通するものであろう。だとすれば現代の規律は福祉国家的規律とどのような点において異なるのだろうか。次にこうした点について論じた研究群を検討していこう。

〈福祉国家的規律と現代の社会復帰処遇における規律〉

極めて早い段階から福祉国家的な矯正処遇の変容を書き留めていたものとして、Cohen (1983 = 1986) の「新しい行動主義」の議論があげられる。Cohenは、近年の犯罪統制システムの中核部分において、社会復帰的ビジョンから行動主義的なビジョンへの“転換”が生じつつあると指摘している (Cohen 1983 = 1985 : 169)。そこでは犯罪者 (非行少年) は「変わることを要求されず、順応的生活の公然の諸要求を維持する能力を示すことを要求」(Cohen 1983 = 1985 : 169) されるのであり、それゆえに「行動が問題なのである——言葉、動機、態度、あるいはパーソナリティではない」(Cohen 1983 = 1985 : 170) ということになる。Cohen (1985) においては、それは現代のCBTにも大きな影響を与えている応用行動分析 (Applied Behavior Analysis) の上昇に結びつけられて論じられている。

Cohenと同様に、だがしかしより現在に近い地点において刑罰変動に注目するPitts (2001) は、1990年代末以降のイギリスにおいて、少年の拘禁が増大していることに注目しながら、過去の社会復帰的処遇が少年の感情的・社会的剥奪の修復を目的としたホリスティックな変容を志向するものであったのに対して、近年の施設内処遇が少年の思考・価値・態度・行動のモードを再構築することに主眼が置かれるようになってきていると論じている (Pitts 2001 : 181)。Pittsの分析はCohenのそれとよく似ているが、社会復帰理念の位置づけをどうみるか、という点で両者は異なる。Pittsは、エビデンスにもとづく処遇として肯定的に紹介されることも多い認知スキルトレーニングを挙げながら、こうした動向は過去のものとは異なるが、やはり「矯正的 (correctional)」なもの——「新しい矯正主義」であると述べている。そこにおいて生起している事態は、60年代の社会復帰理念の棄却ではなく、(その内部での)「変態 (metamorphosis)」(Pitts 2001 : 180) として理解されるのである。

こうした「新しい行動主義」や「新しい矯正主義」の議論は現代の刑罰変動とそこにおけるCBT的処遇の位置づけを理解するうえで説得的である反面、“内面への介入から行動への介入へ”といった置換モデルにもとづいている点で問題が残る。本論文冒頭でもみたように、施設内成人薬物処遇におけるCBTは行動への介入と同時に、再犯・再使用リスクに関する認知の是正や価値観の変容など、明らかな内面への介入を伴うものでもあったからだ。むしろ、CBTにおいては、「認知の歪みの是正」も「行動スキルの学習」も、どちらも対象者の改善更生や社会復帰という目的と齟齬をきたさないばかりか、それを強力に支持しながら共存しうると考えられよう (伊藤・仲野・平井 2012)。Robinson (2008) はCohenの「新しい行動主義」を批判する中で、以下のように述べている。

しかしながら、Cohenが描き出した純粋に行動的な方法と、今日の矯正実践において支

配的位置を占める認知行動的な方法とのあいだのいくつかの重要な区別を見過ごさないようにすることが肝要である。前者が内面の（認知的）プロセスをバイパスする傾向によって特徴づけられるのに対して、後者は（その名称がクリアに示唆しているように）行動への重要な橋渡し役としての思考プロセスや態度に明確に焦点をあてているのだ。

（Robinson 2008：438、強調部分は原文による）

本論文前段でも述べたように、刑罰福祉主義時代の規律は、国家を中心とした刑罰専門家集団が形成する「社会的なもの」による庇護のもとで、犯罪者個人の内面的「病理」性を「正常」性へと規範化していくようなホリスティックな内面への介入をめざすものだった（Garland 2001）。それに対して、CBTは行動への介入にのみ特化するものではなく、内面への介入（認知の変容）を積極的に行うとはいえ、その対象が全く異なっているのである。CBTにおける犯罪者は規範の全面的書き換えを要する「病理」的人格に蝕まれた異常者ではなく、（われわれとの連続上にいる）認知に歪みを持つ者として理解されており、行動スキルを学習・実践することで、責任あるリスク回避的自己コントロールを継続する倫理的主体となるよう、はたらきかけられる。それは、例えば“薬物使用をけしかけてくる不良仲間集団”という犯罪リスク——刑罰福祉主義においては社会的に改善・保障されるべき「危険」としての“劣悪な地域・社会環境”——を、個人的能力（リスク回避スキル）を発揮することでリフレキシヴに回避するようなアントレプレナー的主体像を規範化し、それと同時に、リスク回避に首尾よく成功する層／リスク回避に失敗してしまう層を選別し、序列化するような規律的テクニックなのだ。別言すればCBTは、特定の主体を生産する「規範化」であり、同時にそうした主体足りない者を選別し、差異化するための「序列化」として機能している以上、——福祉国家期の刑罰福祉主義とは異なるけれども——“規律”と形容するのがふさわしいようなテクニックに依拠するものなのである。

加えて、先に検討した保険数理主義と現代の規律の結びつきをふまえれば、さらにクリアに福祉国家的規律との差異を同定することができる。Garland的な刑罰福祉主義の時代において、保険数理主義は社会保険をはじめとするリスクを社会化するテクニックのうちに顕現したものの、規律それ自体は「統計的配分と確率を通じた統治という意味では保険数理的ではなく、むしろ個人の規律的な統治」（O'Malley 2001=2008：202）と述べられるように保険数理主義と間接的な結びつきしか持たなかった。それに対して、CBTと不可分に結びつく保険数理主義は、（リスクを「社会化」するのではなく）リスクを「個人化」する目的のもとで作動している（O'Malley 1996）。個々のリスクに応じてターゲット化された処遇を受けるCBTの処遇対象者は、自らの責任のもとでリスクレスなライフスタイルを構築・維持することができる／しなければならない、と想定されているのである（Moore and Hannah=Moffat 2005）。

近年の諸研究が強く示唆するのは、第一に、保険数理主義がハイリスク人口の管理のために用いられるだけでなく、リスクフルな諸個人に対する事後的介入を通してかれらを社会復帰させるための規律的テクノロジーの中に組み込まれている側面がある、ということであり、第二に、CBTを中核とする新たな社会復帰的処遇にみられる規律は、刑罰福祉主義時代の福祉国家

的規律と「規範化」や「序列化」といった本質的特徴を共有するものの、多くの面で異なるものでもあった、ということである。だとすれば、この規律的テクニックとしての社会復帰的処遇（そしてその中核を担うCBT）とはいかなるものなのだろうか。より精確に言えば、規律的ではあるが福祉国家的規律とは明らかに装いを異にしているこの新しい規律とは、いかなるものなのだろうか——これが決定的に重要な問いとなるだろう。それを検討するために、次節では、ポスト福祉国家期において刑罰領域に限らず極めて影響力の強い統治的合理性のひとつとなっている新自由主義（neoliberalism）をめぐる議論をとりあげてみたい。

4. 新自由主義的規律の上昇

近年の刑罰変動の中で上昇しつつある規律を説明するうえで、新自由主義をとりあげることは違和感があるかもしれない。というのも、従来の理論刑罰学において新自由主義は、社会復帰的処遇ではなく、「厳罰化への旋回」テーゼにおいて論じられたような人口のリスク管理や予防的テクノロジーといった「ポスト規律」的な犯罪統制と結びつけられて理解されてきたからだ。たとえばWacquantは、福祉国家の後退と社会保障制度の縮小に伴って膨張するアンダークラスの管理を刑罰領域が請け負うことを積極的に推進する「刑罰国家」が形成されつつあることを論じている（Wacquant 1999=2008）。こうした動向の背景としてWacquantが特に重視するのが、新自由主義とそれを先導する（国家的）政策意志である。刑罰領域は、新自由主義国家にとっての最重要戦略地点を構成しているのであり、「貧者を処罰すること（punishing the poor）」に伴う刑務所人口の増大やアンダークラスの保険数理的管理、刑罰の市場化等がいまや常態化しつつある、というわけだ（Wacquant 2008=2008）。現代の理論刑罰学においても、Wacquantや以下の伊藤（2006）の見解に代表されるように、新自由主義と特定のリスクフルな人口層に対する保険数理的管理を結びつけ、規律をすでに過ぎ去った過去の遺物として捉える理論的理解が一定の影響を保っている。

ニーズに対するケアにより「社会的統合」（social inclusion）を進める福祉国家主義が、英米においては、1970年代を転機に勢いを弱め、それと同時に、犯罪統制の領域では、社会復帰思想に表現された規律的な統制が後退する。福祉国家主義に代わって、1980年代以降台頭する新自由主義は、フォーコーの統治性研究の流れにおいて、自由主義の現代的な形態として捉えられる。責任ある個人の市場における自由競争を保障する新自由主義は、個人の特性の詳細よりも、集合体としての法則性に関心をもち、その全体としての最善の運行を計る【原文ママ】という点で、保険数理的な統制を支えるものとなる。

（伊藤 2006：79）

しかし、こうした理解は、前節で検討した諸議論と同様の、保険数理主義や規律に関する経験的にも理論的にも誤った認識に基づいているだけでなく、新自由主義的合理性に関する一面の把握に依拠するものであり、現代の刑罰変動についての誤謬に満ちた説明であるというよりほかない。そこで、本節ではまず理論刑罰学外部の議論も援用しながら新自由主義に対する

上のような理解を退けたうえで、刑罰領域における新自由主義的合理性の作動形態をRoseやO'Malleyらの「アドヴァンスト・リベラリズム」と「新しい慎慮主義」の議論を検討する中で把握する。そのうえで、CBTに代表される現代の社会復帰的処遇が新自由主義的規律(neoliberal discipline)の一形態として理解できることを示す。

4. 1. 新自由主義を再考する

新自由主義は、ポスト福祉国家時代を代表する統治的合理性と目される一方で、たとえば左派からは“抑圧の象徴であり侮蔑の対象”として扱われ、右派からは“左派が騒ぎ立てる幻影であり陰謀”とみなされる、といった具合に、極めて論争的かつあいまいなシンボルとして流通しているように思われる。その中において橋本(2007・2012)は、新自由主義の概念上の“外延”を定めようと試みる稀有な例といえるだろう。橋本は、新自由主義の特徴を以下の9つにまとめている。(1) 市場経済のグローバル化によって生じた先進諸国(民主主義と福祉国家の建設において歴史的に成功した諸国)の体制がもつ一特徴であり、それは、(2) 結果としての所得不平等を容認すると同時に、(3) 公的サービスの提供の仕方に貨幣原理や選択原理などを導入しようとする。またこの体制は、(4) 地域-国家-国際機関の民主的運営を目指すよりも、多国籍企業の支配力を優先するものであり、そこにおいては、(5) 物質的な充足を追求する画一的な消費文化というものが支配的な影響力をもち、(6) 企業が収益性を求めて行動する結果として、人々の社会的紐帯が脆弱化すると同時に、(7) 労働者たちが解雇をおそれて企業に忠誠を誓うという「従順な主体化」を促している。さらにこの体制は、(8) 社会階層の分断化と階層間移動の非流動化を容認しつつ、(9) 人的資本を高めるような訓練の機会を十分に提供できない(橋本2007:143-144)。

ここで重要なのは、橋本が上記のうち、(1) (2) (3) のみ[・]が新自由主義にとって本質的な特徴で、その他は副次的特徴だとしている点である。橋本は、副次的特徴なき(副次的特徴を克服した)新自由主義を「洗練されたネオリベラリズム」と呼ぶ。そして、現代の進化/深化概念としての新自由主義は多くがこれに該当するというのである。

「洗練されたネオリベラリズム」とは、市場原理を有効に利用しつつも、それがもたらす悪しき効果を克服するために、様々な「善き生」の構想を実現していくような社会の理念である。また洗練されたネオリベラリズムは、結果としての所得不平等を容認する一方で、「機会の平等」を実質的なものにするために、多様な教育機会と豊富な社会経験を制度的に支援する施策を求めるであろう。

(橋本2007:144-145)

橋本は、こうした新自由主義の例としてスウェーデンを挙げている(橋本2012)。通常は「福祉国家」として理解されることの多いスウェーデンだが、1990年代以降積極的に新自由主義化を図っており、現在では積極的労働市場政策に基づいて教育や職業訓練を重視する北欧型新自由主義のモデルとなっているという。また、そこでは国家および中間集団による諸個人の潜在

能力の開発や社会的投資に力点が置かれ、「機会の平等」ができる限り実質化されるように（有効に活用されるように）個人を主体化することがめざされるのである。

橋本の提示する新自由主義の姿は、Wacquantに代表される諸議論が前提とする新自由主義とは大きく異なる。それは必ずしも「小さな政府」を標榜して社会保障を切り捨てる必要はなく、市場原理を神聖化するものでもない。また、新自由主義は人間活動に対する非介入主義とは程遠いものであり、むしろ市場の暴力や人的資本育成のための積極的な介入を志向するものでもある。

箱田（2013）は、Foucaultが新自由主義について論じた講義を丁寧に再読する中で、Foucaultが新自由主義のひとつの源流と位置づけたドイツのオールド自由主義の介入主義を、以下のように論じている。

新自由主義は、ケインズ派と同様、古典派的な「自由放任」をはっきりと退け、積極的な介入主義を採用する。しかし、競争に固有の論理を尊重するよう要求する点で、ケインズ派とは大きく異なる。新自由主義者の共通認識は次のようなものだった。市場による価格調整メカニズムは、国家による介入や不公正な競争など、さまざまな経済外の要因によって、正常な動作を阻害されている。独占から失業、貧困といったあらゆる社会問題は、こうした現実がもたらしたものだ。したがって国家は、価格調整メカニズムへの影響をできるだけ排除し、円滑に機能させなくてはならない。ついては経済プロセス自体にではなく、経済外の領域に限って、積極的な介入を行うべきだ——これが、競争に固有の論理を尊重することの意味である。

（箱田 2013：131、強調部分は原文による）

新自由主義的介入主義が（ケインズ派の）福祉国家的介入主義と異なるのは、競争の論理を尊重するために自らの介入対象を経済外の領域に限定する点である。橋本の議論では、こうした介入の中心に教育による人的資本投資や積極的労働市場政策による職業訓練が位置づく、ということになるのかもしれない。しかし、佐藤（2009）が以下で述べるように、新自由主義的介入は狭義の教育や職業訓練に限定されないより一般化された次元で理解可能なものだろう。

新自由主義的統治においても、規律的統治と同様に、諸個人に権力を内面化させるような主体化＝服従化のメカニズムが決定的な役割を果たしているが、それは個々人に介入して規範を内面化させるという仕方で作動するというより、むしろ環境への介入を通じて個々人に競争を内面化させるという仕方で作動している。そこから生み出されるのは、自らの人的資本を高め、自らのリスクを自己管理するようなセルフ・マネジメントの主体であり、そのような主体形成のモデルに適応しえない者は容赦なく社会の外へと排除される。

（佐藤 2009：114）

佐藤の見解は、新自由主義的主体化が「環境」への介入を主とするとしている点で本論文の見解とは異なるが、そこで主張される「自らの人的資本を高め、自らのリスクを自己管理するようなセルフ・マネジメントの主体」に向けた主体化、という理解は重要だろう。重ねて、新自由主義は福祉国家的な介入主義とは対立するものの、介入主義それ自体を退けるわけではない。新自由主義は市場原理に基づく競争のために介入を手控えるのではなく、全く逆に、競争に適合的な介入(ここでの文脈では競争に適合的なかたちへと個人を主体化するための介入)を積極的に必要とするのである⁶⁾。だとすれば次に検討されるべきは、こうした新自由主義的主体化が刑罰実践の領域にどのように位置づけられるのか、そして、その中で規律的テクニックとしてのCBTがいかなる役割を担うか、という点であろう。

4. 2. 「アドヴァンスト・リベラリズム」と新しい慎慮主義

渋谷は、従来の新自由主義研究が「主体化(主体形成)」の側面は無頓着であることを論じたうえで、Cleinの「ショック・ドクトリン」概念を用いながら、なぜ人間がアントレプレナー的主体に引き寄せられるのかを暴力や災害を通して論じている(渋谷 2011)。しかし渋谷が論じたのは、人が新自由主義的主体になる非常時の機制であり、依然として新自由主義研究の中で主体化の側面をどう位置づけるかは不透明であるといえるだろう。そうした状況に見通しを与える意味で、Rose(1999)による「アドヴァンスト・リベラリズム(advanced liberalism)」の議論とそこでの逸脱統制の説明は参考になる。

Rose(1999)は、「管理社会」「ポスト規律」「新刑罰学」といった理論カテゴリから経験的事例をもとに慎重に距離をとったうえで、メリトクラシー及び(条件付きの)社会的包摂と、脱国家化されたコミュニティの倫理政治(ethopolitics)を重視する——ある種ギデンズ流の「第三の道」的な——社会政治プログラムが新自由主義を包摂したところに生じる「アドヴァンスト・リベラリズム」の概念によって、今次の刑罰変動を説明しようとしている。渋谷(2003)が述べるように、「アドヴァンスト・リベラリズム」においては、「市場」において競争的自由を行使するアントレプレナー的/消費的主体、という新自由主義にとっての合理的個人像が、“コミュニティに対して責任を負うアクティヴで倫理的な生き物”という「第三の道」やニューレイバーにおいて合理的とされる市民像によって強化/充足されるという側面が存在する。

この〈コミュニティ〉とは何よりも道徳的共同体である。これが意味するのは何か。それはコミュニティ内存在としての個人は「義務」と「責任」を有していることを意味する。かくしてそこで期待される主体とは、ネオリベラルの主体——すなわちあのリスク管理の責任の主体——にやすやすと接合し、またこれを補強しさえするのである。「コミュニティ」への訴えかけは、個人のリスク管理それ自体が持つ道徳性を喚起する役目を果たするのである。

(渋谷 2003 : 51)

Roseの理論化の利点は、第一にそれが現代の逸脱統制を(施設内処遇に特化することなく)

包括的に捉えようとしている点であり、第二に、それゆえに近年の新たな社会復帰的処遇を統制システム“全体”の中に位置づけることを可能としている点である。Rose (2000) によれば、現代の逸脱統制は、「アドヴァンスト・リベラリズム」の諸合理性にもとづく統制のサーキット（包摂と排除のサーキット）によって構成されている。第一に、コミュニティにおける脱国家化されたネットワークの構成と、そこへの責任化された消費的自己の動員／包摂、ゲーティッド・コミュニティやセキュリティ化、環境浄化等に代表される空間管理による隔離／包摂、監査認証テクノロジーへのアクセスを通じた加盟／包摂、といった諸動向に代表される“包摂”的な統制サーキットが存在する。第二に、こうした包摂のサーキットからこぼれおちてしまう者に対しては、二段階の“排除”のサーキットが用意されている。排除のサーキットの本懐は、排除それ自体を個人の道徳・心理・責任問題等として構成する点にあるが、まずは第一段階として「再包摂可能な者」に対する支援・援助・矯正といった形態が配備される。そこでは、リスク回避的な自己アイデンティティを伝達・実践するための諸テクノロジーによって構成される「社会復帰」的支援、アクティヴ／ポジティブな市民たる逸脱者自身が回復に向けたリスク回避的ライフスタイルの自律的アントレプレナーとなる「立ち直り」支援、等々が重視されよう。しかしながら、それらによっても包摂され得ない「リスクテイク」に対しては、第二段階の排除として、自己責任化されたうえで永久的な収容施設への隔離や厳罰的・道徳的介入の対象となり得る。第一段階の排除（再包摂？）は、文字通り第二段階の排除に向けた選別機械として機能するのである⁷⁾。

Roseの逸脱統制理解は、「統治の国家化／脱国家化」という分析軸と、「厳罰的／社会復帰的」という分析軸のマトリクスによって現状を把握しようとする志向性を有していると考えられる。「アドヴァンスト・リベラリズム」にもとづく現代の逸脱統制は、(例えば「厳罰化への旋回」テーゼやWacquantが注目するような) 統治の脱国家化と厳罰化によってのみ説明しきれるものではないのだ。現代の情勢は極めて「volatile and contradictory (移り気で矛盾した)」(Garland 1996) のものであり、脱国家化されたコミュニティ主導の道徳的排除から、国家によって運営される施設内処遇の領域における社会復帰的処遇に至るまで、種々の統制は相互に関連づけられて理論化されるべき／することのできる変動プロセスなのである。

O'Malley (1996) やRose (1999) は、こうした「アドヴァンスト・リベラリズム」の諸合理性が要請する主体像を「新しい慎慮主義 (new prudentialism)」という術語で表現している。O'Malley (1996) によれば、「アドヴァンスト・リベラリズム」が個人に投げかけるのは、「労働者たれ」という呼びかけでも、「従順な身体」への規律化でもない。個人はもはや、社会的権利、社会的シティズンシップ、社会保障といったものによってその危険性を除去され、福祉国家的規律の正常化を経て社会に（再）包摂されるのではない。市場において自らの責任で消費的選択の自由を行使し、それに付随するリスク回避の（成功／失敗に関する）倫理的責任を個人的なものとして慎み深く引き受けること、そして、そうした振舞いを合理的なもののみならず、それが「新しい慎慮主義」の内実である⁸⁾。

そして、この「新しい慎慮主義」は与件ではなく、積極的な介入によって構成される必要がある、と考えられている。橋本も「アドヴァンスト・リベラリズム」を「洗練されたネオリベ

リズム」の理想に近いと述べているが（橋本 2007：192）、「新しい慎慮主義」は新自由主義が有するこの介入主義的側面を説明するものでもある。第一に、倫理的（消費的）生活を善とし、そうしたライフスタイルを勧奨／鼓舞するような「コミュニティ」を構築し、その周辺に、件のエトスを身につけるための知識やスキル、教育訓練といったものを提供する新たな（フォーマルセクターに限られない）専門性を配置することが求められる。Rose（1996、1999）が詳細に検討しているように、福祉国家期において「社会的なもの」を担う中核的機構として国家を中心に配置されていた種々の専門知・専門家集団は、市場メカニズムにゆだねられることでプライベート化され、「上」（国家による集権的・計画的かつ強制的な専門性）から「下」（消費者による決定によって選択、購入される専門性）へとその位置づけを変容させることで（Rose 1996：54）、一部の公的サービス、NGO・NPO、セルフヘルプ・グループ、私的カウンセラー、当事者（！）といった多岐に渡る公私の主体／組織間の連携（partnership）にもとづくネットワークが形成されるのである。こうした新たな専門性の役割は、福祉国家的規律ではなく、「慎慮」的な個人や有徳なコミュニティの育成・維持を支援すること、具体的には、かれらに慎慮的な主体（市場的環境において自由選択を行使しつつ、それに伴うリスクを回避する主体）であり続けるためのスキル・情報・知識・教育訓練等を提供することである。もちろん、こうした慎慮的な主体に向けた教育は、狭義の「コミュニティ」においてのみなされるわけではない。脱中心化された介入ネットワークは、刑罰領域であれば施設内処遇において、例えば「犯罪の高リスク場面をどのように避けたいのか」を規律する装置を展開させることも十分ありうるだろう。

公的／私的なエージェンシーは、エンパワーのための知識やスキルを提供する任務を引き受ける。ローカルな犯罪率、どうやって怪しい人物を認識するか、自分の家を安全に保つにはどうしたらいいか、犯罪の高リスク場面をどのように避けたいのか、財産形成・保障の価値とは何か、といった諸々に関して、情報が提供される。真の自律性にとって必要なスキルを受け渡すために、無責任さの非合理性に公衆の目を開かせるために、国家への集権化を永続させるのではなく、教育が提供されるのである。

（O'Malley 1996：201）

さて、こうした「アドヴァンスト・リベラリズム」の統制概況の中で、本論文で論じてきた新たな規律的処遇がどこに位置づくかはもはや明白であろう。エビデンスにもとづく社会復帰的処遇やCBTは、Roseのいう統制のサーキットにおける第一段階の排除（再包摂）に組み込まれながら、（洗練された）新自由主義の諸合理性にもとづくひとつの刑罰実践を担うことになる。そして、こうした介入は「新しい慎慮主義」のもとの規律的実践のひとつとして、リスク回避的ライフスタイルの自己コントロールを善しとする諸個人の育成（「規範化」）という役割を果たすのである。CBTはここにおいて、文字通り「新自由主義的規律」として理解されるべきものとなるのだ。

CBTを福祉国家的規律とは異なる新たな規律的テクニック——「後期近代の社会復帰（late-

modern rehabilitation) ——とみなすRobinson (2008) は、「アドヴァンスト・リベラリズム」と CBT を結びつけながら、以下のように述べている。

実際に、多くの論者たちにとって、イングランドやウェールズ、そしてその他の西洋世界において認知行動的アプローチが急速に上昇しているのを精確に説明するのは、道徳的アクターとして犯罪者へのイメージや、犯罪者個人にとっての犯罪を主体的選択として強調することへのこの拘りなのである。……Roseの言葉でいえば、諸個人を共有された道徳的規範や価値に結びつけることで、遵法性や秩序の維持に役立ち、今や諸個人の振る舞いを規制すると信じられている倫理的価値を再生成／再活性化しようとする「倫理政治 (ethopolitics)」と、そうしたプログラムはぴったりと符合するのである。

(Robinson 2008 : 438)

CBTによって慎慮の主体へと規律された諸個人は、有徳な「コミュニティ」の一員として秩序化に貢献し、みずからの行為の帰結を自己責任として粛々と受け止めることだろう。そして、そうした成員から構成される「コミュニティ」はますます道徳的なものとなっていくだろう。“包摂”のサーキットから零れ落ちてしまった者に対するいわばセカンドチャンスとしてのCBTは、新自由主義規律のテクニクであると同時に、それ自体が「新しい慎慮主義」における「倫理政治」の一部をなしているのである。

5. 結語

本論文では、理論刑罰学における規律をめぐる論争史を追う中で、現代の刑罰変動の中で重要性を高めているCBTを、新自由主義的合理性にもとづく規律テクノロジーのひとつとして位置づけた。福祉国家期の刑罰福祉主義において批判の対象とされた規律は、「規律の拡散」論争を経由し新刑罰学へと至る過程の中で、その理論的地位を低下させていった。しかしながら、新刑罰学が主張した「厳罰化への旋回」テーゼは、CBTに代表される近年の社会復帰の処遇の上昇と「保険数理主義」「リスク」「新たな現代的形態をとった規律」等に関する理解の刷新の中で、その説明力を失効させている。現代におけるCBTは、かつての福祉国家的規律とは異なる新自由主義的規律に駆動された処遇テクニクとして理解されるべきであろう。CBTを活用した刑罰実践は「アドヴァンスト・リベラリズム」と「新しい慎慮主義」に適合的なリスク回避のライフスタイルを自己コントロールすることに責任を負う主体へとその対象者を教育する規律的介入の場となるのである。

最後に、二点に分けて本論文の限界と課題を明記しておこう。

第一に、本論文はあくまで、英米圏を中心とする理論刑罰学の議論を規律概念を基軸に再構成することにより、新自由主義的規律としてのCBTの輪郭を描き出したものに過ぎない。その意味で、現代日本の刑罰実践とそこでのCBTにもとづく施設内成人薬物処遇を経験的に精査する作業とは厳密に区別されるべきだろう。現代日本の施設内成人薬物処遇におけるCBTの実践のうちに新自由主義的合理性を見出すことをできるか否かは、本論文の射程を超える経験的課

題として残されているのである。

第二に、かりに現代日本の施設内成人薬物処遇におけるCBTが新自由主義的合理性にもとづく規律的テクニックであったとしても、それをどのように評価すべきかについては別途慎重な検討が必要だろう。その際に考察のヒントとなりうるのは、規律が有する「序列化」の側面である。福祉国家的規律批判においては、どちらかといえば「規範化」が有する画一化と規格化への暴力に対して批判の焦点が振り向けられていたといえるが、慎慮的自己への主体化を駆動させる新自由主義的規律においては、「序列化」によって劣位に位置づけられた個人の処遇をめぐる看過できない問題が生じるかもしれない。Kemshall (2002) はCBTについて「責任化 (responsibilization)」という概念を手がかりに以下のように述べ、「序列化」への批判的検討の必要性を論じている。

効果的なプログラムは、犯罪者を「責任化」することだけを企てるのではなく、「非協調的」で「無責任」な市民を同定するための鍵となるメカニズムともなる。それゆえ、社会的に責任ある市民として十分な役割を演じることのできる者と、より抑圧的で排除的な戦略が必要になるような者との間を、境界策定するのである。

(Kemshall 2002 : 53)

「アドヴァンスト・リベラリズム」の統制のサーキットのうち、第一段階の排除（社会復帰的処遇としての新自由主義的規律）が第二段階の排除（厳罰による主権的処罰や収容による隔離・無害化）を正当化／正統化したように、「責任化」としての新自由主義的規律は、自らの振る舞いに責任を負う反省的かつ自律的な慎慮的自己を「規範化」するだけでなく、慎慮的に振舞うことができない／振舞うことを善しとしない個人を差異化し、価値下げしたうえで自己責任の名のもとに排除する「序列化」の装置でもある。個人は、規範化によって責任ある慎慮的主体として構成されると同時に、それと全く同じメカニズムの中で、慎慮性の度合いに応じて序列化され、選別され、価値づけられ——必要とあらば——排除される。新自由主義的規律への批判的検討は、福祉国家的規律に対する批判とは異なるかたちで、こうした序列化が正当化／正統化する社会的排除への批判的検討として展開されていく必要がある。そしてその批判は、経験的分析とはまた別に規範的分析を伴うかたちで展望されなければならないはずだ。

脚注

- 1) 監獄法の改正により、受刑者の「矯正処遇」として、「作業」に加えて「改善指導」と「教科指導」が規定された。「特別改善指導」とは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第103条第2項第1号及び第2号、ならびに「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」第64条各号に掲げる事情を有する受刑者に対して行われる指導をいい、「一般改善指導」は、「特別改善指導」以外の改善指導をいう。「特別改善指導」としては、上記「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」にもあるように、薬物依存がある、暴力団員である、などの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮した指導が実施さ

れている。具体的には、「薬物依存離脱指導」「暴力団離脱指導」「性犯罪再犯防止指導」「被害者の視点を取り入れた教育」「交通安全指導」「就労支援指導」の六類型がある。

- 2) 「Martinson報告」やそこでの「有効な矯正処遇は何もない (Nothing works.)」といった矯正悲観論については、第三節で検討する。
- 3) その意味では、コミュニティ矯正をどう位置づけるか、という論点に関しては今日に至るまで決着がつかない、ということもできる。ここではこれ以上論じることができないが、コミュニティポリシングや状況的犯罪予防、もしくは保険数理的司法とコミュニティ矯正を結びつける議論は「規律の後退」と、ダイバージョンや社会内処遇とコミュニティ矯正を結びつける議論は「規律の拡散」と、それぞれ親近性を切り結びながら00年代以降の理論的混乱の中で曖昧化されていった印象を受ける。
- 4) ちなみに、「再使用」に関しては一次研究の蓄積がないという理由で評価が保留されている。
- 5) しかしながら、こうした共振関係出現の背景には、過去のラベリング論や左派刑罰学が、厳罰化や威嚇抑止論を展開する右派犯罪学との間で「反リハビリテーション」を奉ずる(別の)共振関係に陥ってしまったこと(徳岡 1993: 226)に対する反省があったという点は、留意されるべきだろう。過去の右派犯罪学との共振に対する反省が、厳罰化に抗する現在の右派犯罪学との意図せざる共振を帰結してしまったのである。
- 6) 橋本は次のように述べている。「一般に、歴史的な趨勢として、統治権力の分権化と民営化、あるいは、自己責任原則の制度化が進展すると、人々は増大する選択肢とリスクをまねにして、積極的な対応をすることが難しくなる。人々は、自己決定責任を重荷であると感じ、予期不可能な社会に不安を抱き、『自由からの逃走』による『権威主義的社会体制の実現』を求めようになるだろう。ネオリベリズム体制はこうした人々の心性に対して、自らを防衛するために、自由社会のリスクを恐れずに行為する人、あるいは、自由を有効に利用する人を、育成する必要がある」(橋本 2007: 195)。
- 7) 本論文の関心からいえば、ここでRoseが“再包摂”のようにも映る第一段階の排除を明確に“排除”と名指している点に留意しておきたい。新刑罰学やWacquantが論じた主権的な厳罰措置や収容施設への隔離・無害化といった第二段階の排除のモメントは、第一段階の排除と密接に結びつき、互いに正統性を調達しあいながら共存するものなのである。Roseの理論化は、こうした意味でも先述した「厳罰化と社会復帰的な処遇の共存」という現代の刑罰変動を説明しうる希有な射程を有しているといえる。この論点については本論文末尾でもう一度触れる。
- 8) EwaldやDonzelotが社会保険の系譜をたどる際にその前史として述べていたように、もしくはそうした議論をふまえたRose (1999)、酒井 (2001) などが論じているように、リスクが社会化される以前の19世紀ヨーロッパにおいては、「労働者たる者、慎慮的であるべし」との規範が、つまり、自身や家族・扶養者を未来の不運から守る能動的な責任を引き受ける義務を負うべきであり、そのためには互助的な組織から提供される保険的スキームに自発的に加入したり、利潤追求型の私保険との契約等によって、リスクを個人的に引き受けるべし、との規範が一般的であった。こうした「自発的な慎慮の関係性——それが互助的なものであれ、商業的なものであれ——」(Rose 1999: 159) は、やがて社会国家による強制的／普遍的な社会保険の組織化へと展開していくわけだが、O'Malleyらが現代の慎慮主義をして、「新しい」慎慮主義と呼ぶ際には、こうした19世紀の(自発的な)慎慮主義との差異性が意識されているものと考えられる。

文献

- 阿部真紀子, 2007, 「薬物依存離脱指導の実施状況について」『刑政』118(5): 138-146.
- Bauman, Z., 2000, "Social Issues of Law and Order," *British Journal of Criminology*, 40(2): 205-221.
- Bauman, Z., 2005, *Work, Consumerism and the New Poor 2nd Edition*, London: Open University Press. (=2008,

- 伊藤茂訳『新しい貧困』青土社.)
- Bondeson, U., 2005, "Levels of Punitiveness in Scandinavia," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 189-200.
- Bonta, J., 2012, "The RNR Model of Offender Treatment," *Japanese Journal of Offenders Rehabilitation*, 1: 29-42. (= 2012, 染田恵訳「日本の犯罪者の社会内処遇制度におけるRNRモデルの有効性」『更生保護学研究』1: 43-56.)
- Bottoms, A., 1983, "Neglected Features of Contemporary Penal Systems," Garland, D. & P. Young eds., *The Power to Punish*, New York: Humanities Press. (= 1986, 小野坂弘監訳「現在の刑罰制度の見過ごされている諸特徴」『処罰する権力』西村書店, 233-284.)
- Cohen, S., 1979, "The Punitive City: Notes on the Dispersal of Social Control," *Contemporary Crises*, 3: 339-363.
- Cohen, S., 1983, "Social-Control Talk: Telling Stories about Correctional Change," Garland, D. & P. Young eds., *The Power to Punish*, New York: Humanities Press. (= 1986, 小野坂弘監訳「社会統制の会話」『処罰する権力』西村書店, 139-181.)
- Cohen, S., 1985, *Visions of social control*, Cambridge: Polity Press.
- Cohen, S. & A. Scull. Eds., 1983, *Social Control and the State: Historical and Comparative Essays*, Oxford: Martin Robertson.
- Feeley, M. & J. Simon, 1992, "The New Penology," *Criminology*, 30(4): 449-474.
- Garland, D. & P. Young eds., 1983, *The Power to Punish*, New York: Humanities Press. (= 1986, 小野坂弘監訳「社会統制の会話」『処罰する権力』西村書店.)
- Garland, D., 1985, *Punishment and Welfare*, Aldershot: Gower.
- Garland, D., 1996, "The Limits of the Sovereign State," *The British Journal of Criminology*, 36: 445-471.
- Garland, D., 2001, *The Culture of Control*, Oxford: Oxford University Press.
- 箱田徹, 2013, 『フーコーの闘争——〈統治する主体〉の誕生』慶應義塾大学出版会.
- Hannah=Moffat, K., 2001, *Punishment in Disguise*, Tronto: University of Tronto Press.
- Hannah=Moffat, K., 1999, "Moral Agent or Actuarial Subject," *Theoretical Criminology*, 3(1): 71-94.
- 橋本務, 2007, 『帝国の条件』弘文堂.
- 橋本務, 2012, 『ロスト近代』弘文堂.
- Hinds, L., 2005, "Crime Control in Western Countries, 1970 to 2000," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 47-65.
- 平井秀幸, 2009, 「『犯罪』と『病気』の二重化——刑事施設における『特別改善指導（薬物依存離脱指導）』を対象にした処遇上の諸カテゴリに対する指導者の意味付与メカニズムをめぐるマイクロ社会学的分析——」『教育学雑誌』44: 61-84.
- 平井秀幸, 2010a, 「認知行動療法は『社会的なもの』を無視しているのか?——刑事施設における「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」のマイクロ社会学的分析——」『教育学雑誌』45: 83-106.
- 平井秀幸, 2010b, 「『犯罪者/病人』役割への“収斂”?——受講者の視点に注目した、刑事施設における『特別改善指導（薬物依存離脱指導）』のマイクロ社会学的分析(1)——」『研究紀要』79: 1-28.
- 平井秀幸, 2010c, 「『解放性』ゆえの“収斂”、“収斂”ゆえの『困難性』」『研究紀要』80: 57-86.
- 平井秀幸, 2012a, 「〈交渉〉の留保——施設内成人薬物処遇実践における認知行動療法の導入——」『四天王寺大学紀要』54: 49-80.
- 平井秀幸, 2012b, 「新自由主義的規律とその批判的検討に向けた試論」第64回日本教育社会学会大会報告原稿.
- 平井秀幸, 2013, 「施設内成人薬物処遇における認知行動療法の上昇——近年の展開をめぐる比較歴史社

- 会学的分析——』『四天王寺大学紀要』55：1-36.
- 伊藤康一郎, 2006, 「理性と感情——リスク社会化と厳罰化の交差——」『犯罪社会学研究』31：74-85.
- 伊藤茂樹・仲野由佳理・平井秀幸, 2012, 「少年矯正の教育テクノロジー——SST (Social Skills Training) の導入過程からみる矯正『合理性』——」『駒澤大学教育学研究論集』28：89-132.
- Kemshall, H., 2002, "Effective Practice in Probation," *The Howard Journal*, 41 (1): 41-58.
- Lipsey, M. et al., 2007, Cognitive-behavioral programs: Effects for criminal offenders, (http://db.c2admin.org/doc-pdf/lipsey_CBT_finalreview.pdf). (=2008, 津富宏訳「犯罪者に対する認知行動療法プログラムの効果」龍谷大学矯正・保護研究センター編『キャンベル共同計画介入・政策評価系統的レビュー』1：55-87.)
- Martinson, R., 1974, "What Works? Questions and Answers about Prison reform," *The Public Interest*, 35: 22-54.
- 丸山泰弘, 2008, 「刑事司法における薬物依存者の強制的処遇について」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』5：72-86.
- Mathiesen, T., 1974, *The Politics of Abolition, London: Martin Robertson.*
- Mathiesen, T., 1983, "The Future of Control Systems - The Case of Norway," Garland, D. & P. Young eds., *The Power to Punish*, New York: Humanities Press. (=1986, 小野坂弘監訳「統制システムの将来——ノルウェーの場合——」『処罰する権力』西村書店, 183-204.)
- Meyer, J. & P. O'Malley, 2005, "Missing the Punitive Turn?," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 201-217.
- Mitchell, O. et al., 2006, Incarceration-based Drug Treatment: Effectiveness on Criminal Behavior (http://db.c2admin.org/doc-pdf/Mitchell_Incarceration_DrugTx_review.pdf). (=2008, 原田隆之訳「拘禁下における薬物濫用治療の犯罪行為に対する効果」龍谷大学矯正・保護研究センター編『キャンベル共同計画介入・政策評価系統的レビュー』2：45-98.)
- Mitchell, O. et al., 2007, "Does incarceration-based drug treatment reduce recidivism?: A meta-analytic synthesis of the research," *Journal of Experimental Criminology*, 3(4): 353-375.
- Moore, D. & K. Hannah=Moffat, 2005, "The Liberal Veil: Revisiting Canadian Penalty," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 85-100.
- 名執雅子, 2006, 「刑事施設における薬物依存離脱指導——刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に向けて——」『犯罪と非行』148：34-48.
- Nelken, D., 2005, "When is the Society Non-punitive?," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 218-238.
- O'Malley, P., 1996, "Risk and Responsibility," in A. Barry et al. eds., *Foucault and Political Reason: Liberalism, Neo-liberalism and Rationalities of Government*, London: University College London Press, 189-208.
- O'Malley, P., 2001, "Risk Societies and the Government of Crime," Brown, M. & J. Pratt eds., *Dangerous Offenders*, Routledge: Oxford, 17-34. (=2008, 重田園江訳「リスク社会と犯罪統治」『現代思想』36(13)：195-211).
- Pitts, J., 2001, "The New Correctionalism: Young People, Youth Justice and New Labour," Matthews, R. & J. Pitts eds., *Crime, Disorder and Community Safety*, London: Routledge, 167-192.
- Pratt et al., 2005, *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing.
- Robson, G., 2008, "Late-Modern Rehabilitation," *Punishment and Society*, 10(4): 429-445.
- Rose, N., 1996, "Governing 'Advanced' Liberal Democracies," Barry, A. et al. eds., *Foucault and the Political Reason*, Chicago: The University of Chicago Press, 37-64.
- Rose, N., 1999, *Powers of Freedom*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Rose, N., 2000, "Government and Control," *The British Journal of Criminology*, 40: 321-339.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論』 青土社.
- 佐藤嘉幸, 2009, 『フーコーから現在性の哲学へ』 人文書院.
- Scull, A., 1977, *Decarceration: Community Treatment and Deviant*, New Jersey: Prentice-Hall.
- Scull, A., 1983, "Community Corrections: Panacea, Progress or Pretence?," Garland, D. & P. Young eds., *The Power to Punish*, New York: Humanities Press. (=1986, 小野坂弘監訳「コミュニティ矯正——万能薬か、進歩か、あるいは見せかけか——」『処罰する権力』西村書店, 205-232.)
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働』 青土社.
- 渋谷望, 2011, 「アントレプレナーと被災者: ネオリベラリズムの権力と心理学的主体」『社会学評論』61(4): 455-472.
- 下山晴彦, 2007, 「今、なぜ認知行動療法か」下山晴彦編『認知行動療法』金剛出版, 13-19.
- Simon, J., 1990, *From Discipline to Management*, Ph.D. Dissertation, Jurisprudence and Social Policy Program, University of California at Berkeley.
- Springer, D. et al., 2003, *Substance Abuse Treatment for Criminal Offenders*, Washington D.C.: American Psychological Association.
- 田中孝典, 2008, 「特別改善指導薬物依存離脱指導の取組の現状(その2)——福井刑務所——」『刑政』119(6): 94-100.
- 徳岡秀雄, 1993, 『少年司法政策の社会学——アメリカ少年保護変遷史——』東京大学出版会.
- 津富宏, 2008, 「〔解説〕犯罪者に対する認知行動療法プログラムの効果」龍谷大学矯正・保護研究センター編『キャンベル共同計画介入・政策評価系統的レビュー』1: 56.
- Wacquant, L., 1999, *Les Prisons de la Misère*, Paris: Éditions Raisons d'Agir. (=2008, 森千香子・菊池恵介訳『貧困という監獄』新曜社.)
- Wacquant, L., 2008=2008, 田中研之輔訳「貧者を罰すること」『論座』160: 122-132.
- Wacquant, L., 2009, *Punishing the Poor: The Neoliberal Government of Social Insecurity*. Durham: Duke University Press.
- Young, J., 1999, *The Exclusive Society*, London: Sage. (=2007, 青木秀男ほか訳『排除型社会』洛北出版.)
- Young, J., 2007, *The Vertigo of Late Modernity*, London: Sage. (=2008, 木下ちがやほか訳『後期近代の眩暈』青土社.)